

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第 1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成 3 0 年 2 月 2 1 日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

第 2 事案の概要

- 1 請求人は、平成 2 1 年 1 0 月 1 6 日、A 所在の B に採用され、就労していた。
- 2 請求人は、平成 2 2 年 1 月 8 日、小型自動二輪車で通勤途中、自動車に衝突され（以下「本件事故」という。）、負傷した。同日、C 医療機関へ救急搬送され、翌日、D 医療機関に受診し「頰椎捻挫、腰部挫傷、両股挫傷、両肩挫傷、右膝挫傷、右足関節挫傷、左半月板損傷」と診断され、以後複数の医療機関で療養の結果、平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日治癒（症状固定）した。請求人は、監督署長に障害給付を請求し、労働者災害補償保険法施行規則別表第 1 に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第 1 2 級と決定された（以下「障害原処分」という。）。

請求人は、本件事故の後、複数の医療機関に受診したところ、平成 2 3 年 9 月 2 0 日、E 医療機関において「外傷性脳損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。請求人は、本件傷病は、本件事故によるものであるとして、監督署長に休業給付の請求をしたところ、監督署長は、これを支給しない旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。請求人は、この処分を不服として、審査請求を経て再審査請求を行ったが、当審査会は、平成 2 8 年 2 月 8 日付けで同再審査請求を棄却している（平成 2 7 年労第 1 8 4 号事件。以下「前裁決」という。）。さらに、請求人は前回処分を不服として、地方裁判所に提訴したところ、平成 3 0 年 1 0 月 2 9 日、同地裁は、これを棄却する旨の判決（以下「本件地裁判決」という。）をした。

- 3 本件は、請求人が、本件傷病について治癒後（症状固定年月日：平成 2 5 年 1

0月18日) 障害が残存するとして障害給付を請求したところ、監督署長は、本件事故にかかる障害給付は、障害原処分により支給済みであり、また、前回処分のおり、本件傷病は本件事故によるものとは認められず、障害等級に該当しないとして、これを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。

- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に対し審査請求をしたところ、審査官が平成31年3月29日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

- 2 原処分庁

(略)

第4 争点

本件傷病が本件事故によるものであると認められるか。また、本件傷病が本件事故によるものであるとすると、本件傷病による残存障害が、障害等級に該当する障害であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理由

- 1 当審査会の事実認定

(略)

- 2 当審査会の判断

本件再審査請求に当たり、請求人は、本件事故による頭部への衝撃が大きいこと、事故直後に意識障害があったとする目撃証言が存することなどを主張する。しかし、前裁決及び本件地裁判決により、本件傷病が業務上の事由によるものとは認められないと判断されている。また、本件事故により請求人が本件傷病を発症したことを認める新たな証拠の提出はなく、請求人の上記主張事実を裏付ける客観的で信ぴょう性のある資料はない。

したがって、本件傷病は本件事故によるものということとはできない。

- 3 結論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。

令和2年2月28日